

運転代行業の最低利用料金の設定に係る参考情報

別添「調査結果」のほか、最低利用料金の試算例や最低利用料金の設定にあたり参考となる情報を以下の通り共有します。

1. 最低利用料金の試算例（調査結果を参考）

調査結果では、利用料金の要素となり得る単位（原単位）を算出していることから、このうち一例として「走行キロ当たり原価」による試算を示します。

＜「走行キロ当たり原価」による試算例＞ ※当該単位は原価ベース（利潤は含まず）

・ 全国平均の場合：1 kmあたり約 3 2 5 円（中央値・H29～R1 年度平均）

⇒ 2 km：6 5 0 円、5 km：1, 6 2 5 円

・ 福島県の場合：1 kmあたり約 4 3 9 円（中央値・H29～R1 年度平均）

⇒ 2 km：8 7 8 円、5 km：2, 1 9 5 円

・ 熊本県の場合：1 kmあたり約 4 0 0 円（中央値・H29～R1 年度平均）

⇒ 2 km：8 0 0 円、5 km：2, 0 0 0 円

2. 運転代行業者が設定している利用料金の実態について

運転代行業者が設定している利用料金の実態について、業界団体である全国運転代行協会・交通安全振興機構（全国本部）へヒアリングを行いましたので、ご参考ください。

＜業界団体へのヒアリング結果＞

○利用料金の体系

利用料金の種類としては、距離制、時間制、距離制・時間制の併用、目的地別の定額等があるが、多くの代行業者が距離制を採用している。

また、現地到着後の待ち時間を料金計上するいわゆる「待ち料金」や迎車料金、外国車（高級車、左ハンドル）や雪上の運転に追加料金を設定している場合がある。

○運転代行の利用料金の原価

「参考 1」参照。

3. タクシー運賃料金制度

「参考 2－1」参照。

4. 最低利用料金の設定にあたっての留意点

- ・ 最低利用料金の設定にあたっては、都道府県ごとに自動車運転代行業を営む際に最低限必要となるコストを勘案すること等の留意点を記載した『「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する措置について（技術的助言）（平成 30 年 12 月 14 日付け国自旅第 202 号の 1）』にご留意ください。
- ・ 地域の実情に応じたものにするためには、地域の業界団体との意見交換を行う等、地域の運転代行業者の声を十分に反映した上での設定が必要と考えます。

自動車運転代行の利用料金の原価

業界団体のヒアリングによれば、代行料金の原価は、運転代行事業の営業費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、諸税、保険料、その他費用）、一般管理費、営業外費用及び利潤を合計した額とすることが一般的とのことです。

上記項目の詳細は以下の通りです。

●人件費

運転代行業務従事者の人件費とし、給与、手当、賞与、退職金、福利厚生費等。

※人件費にかかる運転代行の特徴として、次の点が挙げられます。

- ・運転代行業務従事者の勤務時間帯は主に深夜であること（深夜帯は賃金割増し）
- ・運転代行業務従事者には正社員（専従者）の他にアルバイトが存在すること（タクシー運転手にはアルバイトはいない）
- ・運転代行は1回のサービスで最低2名を動員する必要があること

●燃料油脂費

随伴用車両に係る燃料費、油脂費

●車両修繕費

随伴用車両の修繕に係る費用

●車両償却費

随伴用車両に係る減価償却費

●諸税

随伴用車両に係る自動車税・軽自動車税・自動車重量税、運転代行業務用の施設に係る租税（固定資産税、不動産取得税）

●保険料

代行運転自動車（利用者の車両）の運行により生じた損害を賠償するための保険料、随伴用車両の運行により生じた損害を賠償するための保険料、随伴用車両に係る自賠責保険料、運転代行業務用の施設に係る保険料（火災保険・地震保険）等

●その他費用

運転代行業務に係る経費で他の項目に属さないもの（借地料、借家料、自動車リース料、道路使用料、旅費、被服費、水道光熱費、備用品費、通信運搬費等）

●一般管理費

運転代行業務の管理部門の従業員に係る経費（人件費等）

●営業外費用

運転代行業務以外の営業外費用（金融上の費用等）

タクシー運賃について

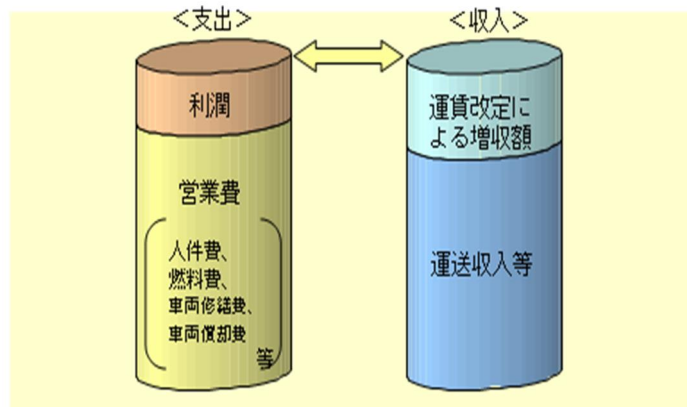
【タクシーの運賃料金制度】

- ・ タクシー運賃は、運賃ブロック地区毎に設定されている（全国で１００地域）。
 ※ 運賃ブロックの一覧は、「参考２－２」のとおり。
- ・ 運賃の種類は、距離制運賃、時間制運賃、定額運賃等があるが、原則として距離制運賃が適用対象。
- ・ 料金の種類は、待料金（旅客の都合により車両を待機させた場合）、迎車回送料金、サービス指定予約料金（時間指定配車、車両指定配車）等がある。
- ・ 運賃は運賃ブロック地区毎に上限・下限の幅が設定（公示）され、事業者は幅の範囲内で運賃認可申請等を行い、地方運輸局長の認可等を受ける必要がある。

【タクシー運賃の設定】

- ・ 運賃設定の際は、その経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくなるように運賃水準を定める（総括原価方式）。
- ・ 運賃原価は、タクシー事業の営業費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、その他運送費及び一般管理費）、営業外費用及び適正利潤。算定にあたっては、タクシー車両数や走行キロ等の輸送力も参考にする。
- ・ 運賃設定の際における原価の算定対象事業者は、地域において効率的な経営を行っている事業者の中から、車両規模等も考慮しながら、１０～３０社程度の事業者を抽出する。

<総括原価方式のイメージ>



運賃ブロック一覧（全100地区）

